

岩手県告示第 192 号

平成 19 年 2 月 23 日付岩手県報第 10636 号登載保安林の指定施業要件の変更(平成 19 年岩手県告示第 138 号)の内容について、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により当該森林に係る所有者に通知する場合において、その所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定施業要件を変更する森林の所有者への通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 釜石市大字釜石第 1 地割 4 の 1、19 の 10、19 の 11、19 の 13、19 の 54、127 の 17、137 の 1、137 の 2、第 2 地割 193 の 2、193 の 3、199 の 1、第 3 地割 186 の 1、189 の 1、189 の 2、189 の 3、192 の 1、192 の 2、194 の 5、196 の 5、天神町 189 の 13、189 の 15、東前町 127 の 25、浜町 2 丁目 127 の 29、鶴住居町第 10 地割 138 の 2、花巻市大迫町外川目第 11 地割 140 の 6

(2) 所有者の氏名 佐々木亮成、柏木留一郎、山崎和雄、ミヨシ化学株式会社、葛西正由、今入鍊蕨、金山政雄、金崎清次郎、刈谷丑松、株式会社気仙銀行、川端善太郎、川端康徳、菊池幸太郎、佐々木カキ子、佐々木コハナ、佐々木龍夫、山崎與八郎、川端延子、佐々木伊勢一、菊池隆久、楢山憲作、佐々木健二郎、佐々木正義、菊池信夫、越後みよ、後藤たけ、高木とし子、藤原しま、福躍竹治、村上忠雄、佐々木鶴蔵、菊池たみ、佐々木栄次郎、佐々木勝見、周尾政吉

2 通知の内容を掲示した場所及び期間

(1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課並びに釜石市役所及び花巻市役所

(2) 期間 平成 19 年 2 月 23 日から同年 3 月 25 日まで